

リ御覽ジテ、御氣色糸惡シク成セ給テ、忽ニ職事ヲ召テ、仰セ給ヒケル様、近來世間ニ過差ノ制密
キ比左ノ大臣ノ一ノ大臣ト云フ乍ラ、美麗ノ裝束事ノ外ニテ參タル便无キ事也、速ニ可罷出キ
由慥ニ仰セヨト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ツル職事ハ、極テ恐リ思ヒケレドモ、篩々フゾ然々ノ仰
セ候フト、大臣ニ申ケレバ、大臣極テ驚キ畏マリテ、恐ギ出給ヒニケリ、隨身雜色ナド、御前ニ參ケ
レバ、制シテ前モ令追メ不給テゾ出給ヒケル、前驅共モ此ノ事ヲ不知ズシテ、恠ビ思ヒケリ、其ノ
後一月許本院ノ御門ヲ閉テ、簾ノ外ニモ不_レ出給_ズシテ、人參ケレバ、勅勘ノ重ケレバトテゾ不_レ會
給_ザリケル、後ニ程經テ、被_レ召テゾ參給ヒケル、此レハ早ウ天皇ト吉ク口合セテ、他人ヲ吉ク誠メ
ムガ爲ニ構サセ給ヘル事也ケリ、

〔本朝文粹〕二減服御常膳并恩赦詔

菅三品

詔儉者德之本也、明王能致、惠者仁之源也、聖主必施、朕上_○村以寡薄、諛守洪基、居黃屋而不驕、役丹符
而自約、而化非春風、澤殊時雨、慎日之日空積、有年之年難逢、況頃者甘澍不降、苦旱久盛、園圃不見、青
草之色、壠階多含赤地之愁、夫德政防邪、善言招福、殷宗雉鼎之雉、昇耳之妖、自消宋景退舍之星、守心
之變非異、其朕服御物、并常膳等、宜重省減、左右馬寮、秣穀一切、擁絕諸作、役非要者、量事且停、○中普
告遐邇、俾知朕意、主者施行、

天曆十年七月二十三日

〔古今著聞集〕三政道忠臣、昔は人の裝束もなへくとしてぞ有ける、されば齋院の大納言の消息に、

先代の時、節分袍借獻など書れたんなるは、節會の袍として、ほろ○る、原作の、今據一本改、とある物の人に
かすなどが有けるとぞ、後朱雀院の御時、旬に參たりける上達部を御覽して、次日資房卿の藏人
頭也けるを召て、昨日公卿の裝束を御覽せしかば、以外に袖大に成にけり、かくては世のつるへ
なるべし、いかせんすると、右大臣○藤原のもとへ、いひあはすべしとみことのり有ければ、則